

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	循環型社会 推進課	検索番号	
法令名	愛媛県浄化槽保守点検業者 登録条例	根拠条項	愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例 第16条第1項	
不利益処分	登録の取消し又は事業の停止命令			
(根拠規定) 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第16条第1項				
(処分基準) 愛媛県浄化槽保守点検業者行政処分取扱要領(平成19年3月16日伺い定め) 別表第1 登録の取消しの基準				
1 欠格条項に該当するに至ったとき。 2 事業停止命令に違反したとき。 3 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第12条第2項の規定に基づく 改善命令に従わないとき。 4 不正の手段により条例第3条第1項若しくは第3項の規定による登録又は条例第7条第1 項の規定による変更の登録を受けたとき。 5 条例第7条第1項の規定による変更の登録を受けないで、新たな営業区域を設けて浄化槽 保守点検業を営んだとき。 6 事業停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止 命令の対象となる違反行為をしたとき。 7 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境 の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。				
別表第2 事業停止命令の基準				
1 別表第1の4の項から7の項までのいずれかに該当する場合(登録の取 消しを行わなかったものに限る。)			180日	
2 法第12条第1項の規定による勧告に従わず、その情状が特に重いとき。			必要な改善期間	
3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 条例第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (2) 条例第15条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しく は虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 (3) 条例第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと き。 (4) 条例第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした とき。			30日	
4 前各号に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。			10日	